

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和元年6月21日

福島県立視覚支援学校長 須田 康仁

1 入札に付する事項

区分	☒ 新規 ☐ 再度公告 ☐ 改めて公告（設計、条件等の見直しあり）	前回公告 なし
工事番号	19-79900-0001	
工事名	聴覚支援学校福島校改築（解体）工事	
工事箇所	福島市森合町地内（聴覚支援学校福島校）	
工事概要	校舎解体外 1 解体工事 R C造2階建て 延べ面積 1,202 m ² 外 2 屋外倉庫新築工事 R C造平屋建て 延べ面積 45.50 m ² 外	
完成期限	工期450日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
最低制限価格	該当なし	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事
総合評価方式	簡易型	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当なし	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興JV以外	該当なし
	復興JV	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札 単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成27年3月20日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	建築工事	・福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	建築工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）になる場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。<u>以下同じ。</u>）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	過去15年以内 アスベスト除去工事	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
特別管理産業廃棄物管理責任者資格		・左の欄に表示した有資格者を工事現場に配置できる者であること。なお、配置する者は、監理技術者又は主任技術者と同一人でなくてもよい。また、工事経験は問わない。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者資格を有する者は、元請と直接の雇用関係にあるものであること。
企業の工事規模実績	該当なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事	該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和元年 6月21日(金)～ 令和元年 7月10日(水)	福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校 事務室
設計図書等の質問	令和元年 6月21日(金)～ 令和元年 6月27日(木)	福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校 事務室 電話番号 024-534-2574 ファクシミリ 024-533-2470 電子メール shikakushien@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	令和元年 7月 3日(水)	福島県立視覚支援学校ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、 質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提出	郵便局差出期限日 令和元年 7月10日(水) 配達日指定期日 令和元年 7月12日(金)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 960-8002 福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校 事務室
開札	令和元年 7月31日(水) 午前10時00分	開札は公開とする。 福島市森合町6番34号 福島県立視覚支援学校1階 小会議室
落札者の決定予定日	令和元年 8月 8日(木)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿舍費及び借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

- (2) この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月7日）（技術管理課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html>参照）を適用し積算している工事である。

- (3) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領」（技術管理課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html>参照）を適用する工事である。受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。
本工事の発注方式は特記仕様書に記載しているので確認すること。

- (4) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立視覚支援学校

電話番号 024-534-2574

ファクシミリ 024-533-2470

電子メール shikakushien@pref.fukushima.lg.jp

〈注 意〉 提出する書類一覧表

提出書類	郵便入札の場合	
	外封筒	中封筒
技術提案書	○	
入札書		○
見積内訳書		○
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		○

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

※ 郵送の際は必ず、外封筒及び中封筒（封かんすること）の二重封筒としてください。

留意事項

条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が発生しております。

郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便**で行ってください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、**中封筒は外封筒よりも小さいものを使用してください。**

〈参考〉外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(キリトリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

※ **有資格者コード**は、福島県のホームページの平成31・32年度名簿のページ(福島県ホームページ:組織でさがす)＞入札監理課＞工事等入札参加資格の申請＞平成31・32年度名簿 又は「福島県 入札 名簿」で検索)に掲載している工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

キリトリ線

〒960-8002

福島県福島市森合町6番34号

福島県立視覚支援学校 行き

入札書等在中

開 札 日	令和元年7月31日
工 事 名	聴覚支援学校福島校改築(解体)工事
工事番号	19-79900-0001
工事箇所	福島県福島市森合町地内(聴覚支援学校福島校)
商 号 又 は 名 称	
有 資 格 者 コー ド ※	
担 当 者 名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 令和元年7月10日

配 達 指 定 期 日 令和元年7月12日

キリトリ線

キリトリ線

〒960-8002

福島県福島市森合町6番34号

福島県立視覚支援学校 行き

入札書等在中

開 札 日	令和元年7月31日
工 事 名	聴覚支援学校福島校改築(解体)工事
工事番号	19-79900-0001
工事箇所	福島県福島市森合町地内(聴覚支援学校福島校)
商 号 又 は 名 称	
有 資 格 者 コー ド ※	
担 当 者 名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 令和元年7月10日

配 達 指 定 期 日 令和元年7月12日

キリトリ線